

「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会」第4回議事概要

日 時：平成24年9月26日（水）13：30～15：30

場 所：総務省 6階 601会議室

出席者：（50音順、敬称略）

小早川光郎（座長）、佐瀬正俊（座長代理）、太田匡彦、大濱しのぶ、
大屋雄裕、岡崎泰治郎、建部雅、西津政信

＜アーキテクチャと政策について＞

- 確信犯のように法による規制が通じない相手に対して、行為の可能性自体を排除しようというのがアーキテクチャの考え方。民主的なオーソライズがなくてもできるのがポイントであり問題点。

- 法哲学においては、迷惑や危険の濃淡に応じて一定の規制が許容されると考えられる。また、選択の余地があって当事者にそれを選ばなくてもいい行為可能性が十分に残されている場合には、規制を広範に認めてよいとする考え方もある。

- 一定の行政目的を達成するための手段として、法規制かアーキテクチャかの切り分けはできるのではないか。放置自転車の撤去などの簡単な即時執行的なものには、法規制ではなくアーキテクチャ的な手法が有効だと思う。

- 法によって100%コントロールする手法がある一方、完全な私的自治に委ねる方法もあるが、どちらもうまくいかない領域が確実にあるため、その中間的な手法を開拓し、合意が得られる範囲において実装するのは非常に重要である。

- 建築物の除却を命じたときに、再度、建てにくいような執行方法が技術的に可能であればかなりアーキテクチャを利用したことになるが、法律論として比例原則違反の過剰執行にはならないのかどうか。

<行政執行と条例の関係について>

○義務履行について、地方公共団体ごとにばらつきが生じるのはどうか。また、少なくとも、基本手続や義務の種類によってとれる執行手段はむしろ枠づけておくべきことではないのか。

○執行手段が義務の種類に応じて定まるかどうかについては、定まるタイプも定まらないタイプもあるのではないか。教科書では代替的と非代替的、また作為義務と不作為義務といった切り口で議論しているが、明渡しやばい煙の施設の改善命令などは、相対的なところがある。類型分けをさらに別の形で考える必要があるのではないか。

○行政上の強制執行の体系を、地方公共団体に関係する部分だけ整理することはあるのか。

○放置自転車の移動のような、地域で必要な実務的な話について、今の国法体系は十分ではないので、地方公共団体にはやらせていいという国の立法判断はあり得るかもしれない。